

2025年2月13日(木)

小栗キャップの News Letter

税理士法人STR 代表社員・税理士 小栗 悟

名古屋本部 〒450-0001 名古屋市中村区那古野 1-47-1 名古屋国際センタービル 17F

TEL: 052-526-8858 FAX: 052-526-8860

岐阜本部 〒500-8833 岐阜県岐阜市神田町 6-11-1 協和第二ビル 3・4 階

TEL: 058-264-8858 FAX: 058-264-8708

Email: info@str-tax.jp http://www.str-tax.jp

拠出限度額の引上げ DC iDeCo iDeCo+の促進

老後生活安心プランの NISA と DC

老後に向けた資産形成促進制度としては、「貯蓄から投資へ」の政府政策を基とした「資産所得倍増プラン」として運用益を非課税とする NISA と拠出額をも非課税とする確定拠出年金 (DC) があります。

DCでは拠出された掛金が個々の加入者の持分として明確化され、加入者が自己責任で運用し、その運用の結果が年金等給付額となります。DCには、企業型と個人型があります。

DC iDeCo iDeCo+

企業型 DC では、事業主が掛金を拠出します。限度額は月額 5.5 万円です。企業型年金規約に定めがある時は、加入者個人も事業主掛金を超えない範囲で拠出(マッチング拠出)もできます。

個人型 DC (iDeCo) は国民年金基金連合会が金融機関に業務を委託して実施し、加入者自身が掛金を拠出します。また、企業年金を実施していない中小企業事業主が、従業員の掛金に上乗せして掛金を拠出すること(iDeCo+)も可能です。

拠出限度額は、国民年金第1号被保険者 は月額6.8万円、企業年金がない第2号被 保険者と第3号被保険者は月額2.3万円で す。企業年金がある第2号被保険者は月額 2万円です。

拠出時と受取時の課税関係

DCの企業拠出金は拠出時には個人の所得にはなりません。個人拠出金は全額が所得控除の対象になります。運用益は非課税です。DCから個人が受取る時には、年金か一時金又は両方併用でとなり、全額が所得となります。年金としての受給では公的年金等控除の対象になり、一時金としての受給では退職所得控除の対象になります。

今年の促進策としての税制改正

令和7年度税制改正で、確定拠出年金(企業型 DC、個人型 DC)の拠出限度額が次のように引上げられます。

- ①第2号被保険者の企業型 DC の拠出限度額を月額5.5万円から6.2万円に引上げる。②第2号被保険者の iDeCo の拠出限度額を月額2万円又は2.3万円から6.2万円に引上げる。
- ③第1号被保険者の拠出限度額(iDeCoと国民年金基金で共通)を月額6.8万円から7.5万円に引上げる。
- ④企業型 DC のマッチング拠出での事業主 掛金の範囲内との限度要件を廃止する。



iDeCoへの取組みを促進させるには、加入手続きをもっと簡便にすべきです。